

「あらゆる差別のない市民の笑顔があふれるまち」 の実現を目指して

人権都市宣言

すべての人は、生まれながらにして自由かつ平等に生きる権利を有しています。しかし、現実には、差別や虐待などで基本的人権が不当に侵される人権問題が発生しています。

私たち上越市民は、出身、障害の有無、性別、年齢、国籍等いかなる理由を問わず、市民一人ひとりをかけがえのない存在として尊重します。

そして、お互いに相手の立場に配慮し思いやりにあふれた、安全で安心して暮らすことのできるまちの実現に努めます。

人権条例の制定から10年が経過し、世界人権宣言60周年及び人権の尊重を基本理念の一つとした自治基本条例の制定年にあたり、あらためてすべての市民が人権尊重の理念を深く理解し、人権問題の解決のために積極的に実践することを誓い、ここに「人権都市」を宣言します。

2008(平成20)年12月18日 上越市

上越市は市民一人ひとりの基本的人権が真に保障される地域社会を実現するため、「人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く総合計画(第5次人権総合計画)」に基づいて人権擁護と人権教育・啓発に取り組みます。

発行：上越市 自治・市民環境部 共生まちづくり課 人権・同和对策室

〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 TEL.025-520-5683 FAX.025-520-5853

E-mail jdtaisaku@city.joetsu.lg.jp

URL <https://www.city.joetsu.niigata.jp/>

令和4年3月発行



人権
Human Rights

人権とは、人が生まれながらにもっている

人間らしく生きる権利で

憲法で保障された誰にも侵すことのできない永久の権利です



上越市